

議案第38号

五ヶ瀬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
について

五ヶ瀬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出
五ヶ瀬町長 原田俊平
令和 年 月 日
五ヶ瀬町議會議長 小笠まゆみ

五ヶ瀬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

五ヶ瀬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中各号を次のように改める。

- (1) 団長 年額 280,000円
- (2) 副団長 年額 175,000円
- (3) 分団長（本部） 年額 110,000円
- (4) 分団長（その他） 年額 100,000円
- (5) 部長 年額 83,000円
- (6) 班長 年額 35,000円
- (7) 団員 年額 32,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

議案第38号

五ヶ瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、本町における消防団員の減少に伴い、団員一人ひとりの負担が多くなっていること、あわせて団員確保の観点から報酬の額について見直しを図るために、本条例の第12条第1項の規定を改正するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひします。